様式第2号(第5条関係)

第　　　　　号

　　年　　月　　日

徘徊高齢者家族支援事業利用決定通知書

　　　　　　　　　　様

身延町長

　　　年　　月　　日に利用申請がありました標記の件について、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定内容 | | 身延町徘徊高齢者家族支援事業を利用することを  　　　許可する　　　許可しない　　　ことを決定する。 | | |
| 申請者  利用者 | 住所 | 身延町 | 集落名 |  |
| 氏名 |  | 電話 | ― |
| 不許可の理由 |  | | |
| 利用者負担額 | ※通信等に係る費用及び事業者の出動のための費用 | | |
| 備考 | | 【注意事項】  ○　貸与された探索機を、本事業の目的に反して使用し、譲渡、貸付又は担保に供しないで下さい。  ○　探索機を紛失又は破損した場合は、利用者負担となります。  ○　サービスを必要としなくなった場合は速やかに町に届け出してください。  問い合わせ先  　身延町役場　福祉保健課　電話 0556-20-4611 | | |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日（身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。